

**経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則  
の一部を改正する命令（案）の概要**

株式会社商工組合中央金庫の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」1（2）・（3）、2（1）、3、4（1）に準じた改正を行う。